

## 規制影響分析書(様式)

規制の名称	統計データの二次利用の拡大(二次利用の規制の緩和)		
担当部局	総務省政策統括官(統計基準担当)付統計法制度改革担当 電話番号: 03-5273-1142 e-mail: s-kaikaku@stat.go.jp		
評価実施日	平成19年2月7日		
規制の内容・目的	<p>従来、統計調査の調査票の目的外使用は原則として行政機関等に限定されていたが、民間研究者等の統計利用のニーズに応えるため、匿名化措置を講じた新たな統計データの利用形態として、匿名データの作成・提供、各統計調査を行った各府省等(調査実施者)が一般からの委託に応じて統計の作成等を行い得ることを規定するとともに、以下の措置を講ずることによって、行政機関以外の主体が統計データの二次利用を行えるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関等から調査票情報等の取扱いに関する業務の委託を受けた者及び行政機関等から調査票情報等の提供を受けた者に対して、個人情報の保護、統計調査に対する国民の信頼確保の観点から、当該情報の適正管理の義務付け、守秘義務、目的外利用禁止を規定。</li> <li>統計の作成等を各統計調査の調査実施者に委託をする者及び匿名データの提供を受ける者から、政令で定める額の手数料を徴収。</li> <li>各統計調査の調査実施者が、一般からの委託に応じた統計の作成等及び匿名データ提供に係る事務の全部を他に委託する場合には、政令で定める独立行政法人等に委託しなければならないこととする。</li> </ul>		
	根拠条文	統計法第32条～第43条	
想定され得る選択肢	<p>◆選択肢1: 統計データの二次利用の拡大</p> <p>◆選択肢2: 現状維持(調査票情報等の利用を原則として行政機関等に限定)</p>		
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	統計データの利用促進	匿名性の確保措置を講じた新たな統計データの利用形態を導入することにより、行政機関等以外の民間研究者等による統計データの利用を促進し、学術研究の発展等に資する。	—
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	匿名データの作成・提供、一般からの委託に応じた統計の作成等の実施、手数料の徴収等に係る事務が発生する。	—
	実施により生じる負担(遵守コスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票情報等の適正管理義務、守秘義務等の規定の趣旨に適合するように、調査票情報等を取り扱うことが求められる。</li> <li>各統計調査の調査実施者に統計の作成等の委託をする者及び匿名データの利用者に手数料の金銭的負担が生じる。</li> <li>一般からの委託に応じた統計の作成等及び匿名データの提供の事務の全部に関しては、独立行政法人等以外の者は委託を受けることができない。</li> </ul>	行政機関等以外の民間研究者等は、原則として、学術研究目的等であっても、統計調査によって集められた調査票を使用して統計の作成等を行うことができない。
その他の負担(社会コスト)	—	行政機関等以外の民間研究者等の統計利用のニーズに応えることができない。	
各選択肢間の比較	<p>統計データの利用の拡大に伴い、調査票情報等の取扱いに関して負担を課すこととなり、また、利用者に手数料の金銭負担が発生することとなるが、社会の基本的な秩序を維持するための必要最小限度の規律を定めるとともに、負担の公平化を図るためのやむを得ない負担である。また、一般からの委託に応じた統計の作成等及び匿名データの作成・提供の業務の実施体制を確保するため、各調査実施者は、事務を外部に委託して実施することが考えられるが、このうち、一般からの委託に応じた統計の作成等又は匿名データの提供の受付から提供までの事務の全部を委託する場合には、基本的に行政機関自ら行うべきものである利用の申込みに対する判断(学術研究目的等の公益性の有無に係る判断)も含むこととなることから、これらの事務の全部を委託する場合には、政府の一部を構成すると考えられる独立行政法人等に限り、委託することができることとしている。社会の情報基盤としての統計に対する多様なニーズに応えるため、統計データの利用の促進を図ることが必要であり、これらの負担を考慮しても、選択肢1とすることが適当である。</p>		
備考			